

このニュースレターは、日本 F H 協議会会員の方にできるだけ早急にお知らせしなければならない情報や知っておいてもらいたい 1 つないし 2 つの情報を送ります。必要ならプリントしてあるいは保存しておいてください。

特例貸付（制度が）拡充しました。

厚労相「子ども家庭局」より 6 月 1 6 日付で制度の拡充の知らせがありました。

FH 退所者等で失業し生活困窮した世帯への生活費用の貸付（総合支援基金）も対象に

対象は コロナウィルスの影響で休業や失業等により生活の維持が困難になった世帯（FH や里親、児童養護施設の退所者等も含む）です。

貸付上限額 （2人）以上 月 20万円以内
（単身） 月 15万円以内

貸付期間 原則3月以内

据置期間 1年以内（従来は6か月以内）

償還期間 10年以内

貸付利子・保証人 無利子 不要

申込先 市区町村社会福祉協議会

ニュースレター 34 号 {退所児童に自立支援貸付事業の運用が改善} にも掲載しましたが、その他にもこの制度が活用できます。FH 等を退所し、現在生活に困窮している退所者がいましたらこの件も知らせてください。今回は社会福祉協議会扱いです。